

広島県告示第六百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰國した中國殘留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によつて、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和六年七月四日

広島県知事 湯崎英彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションあかり	庄原市西城町大佐五一四八番地一	令和六年四月一日
戸田眼科 東広島クリニック	東広島市寺家駅前一三番三五号	令和六年五月一日
海田よつ葉クリニック	安芸郡海田町栄町五番三二号	令和六年五月一日
まきこ眼科クリニック	安芸郡熊野町出来庭三丁目二番三三	令和六年五月一日